



Title	第2章 西域長史文書としての「李柏文書」
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	大谷光瑞とスヴェン・ヘディン：内陸アジア探検と国際政治社会. 2014, p. 212-234
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79132
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

第 二 章

西域長史文書としての「李柏文書」

荒川正晴

はじめに

楼蘭から出土した李柏文書^{*1}は、当初、前涼の西域長史である李柏の作成した書簡の草稿として理解されてきた^{*2}。それは、書簡的な様式を取る本文書の発出者が李柏であることに基づいている。その後、李柏が自ら書いたとする当初の見方には疑義が投げかけられており〔藤枝1970, pp.201-203; 藤枝1991, pp.90-94〕、その主張には十分に説得力がある。

そうであるとするならば、誰が李柏に代わって本文書を作成したのか問題となろう。さらには、これまで李柏文書は李柏の個人的な書簡と理解されてきたが、この点についても改めて検討を加える必要がある。とりわけ李柏が担っていた西域長史としての立場から本文書を発出した側面を見落とすべきではなかろう。本論は、これまで繰り返し取り上げられてきた李柏文書に対して、書簡の草稿と理解されてきた従来の見解を踏まえつつも、西域長史として発出した公的な文書という側面を有するという視点から改めて検討を加え、新たな解釈の可能性を探るものである。

1 李柏文書をめぐる先行研究とその問題点

李柏文書が出土した遺跡については、これまでLKとLAの両遺跡^{*3}の説が並び立ち、種々議論されてきた。しかしながら、現在ではLK遺跡^{*3}の説はほぼ退けられ、LA遺跡を本文書の出土地として認める主張が大方の賛同を得ている〔片山1988; 孟凡人1989; 伊藤2002, pp.22-28〕。すなわちLA遺跡こそ、西域長史府の跡であった。

また李柏文書の内容の解釈から、当初はこれが焉耆国王に宛てられたものとみなされていたが、今では西域諸国の複数の王に宛てられたものと解されている〔藤枝1970, pp.206-207; 藤枝1991, pp.94-96; 伊藤2002, pp.36-37〕。また書写時期

*1 ここに言う李柏文書とは、龍谷大学大宮図書館に所蔵されている、ほぼ完存する文書二点（西域文化資料538A・B）と断片文書39点（大谷8001～8039号）の総称として用いている。

*2 李柏文書の研究史については、伊藤2002に譲るが、いずれの研究も書簡（書信）の草稿という見解を踏襲している。

*3 LK遺跡出土説を主張するものとしては、森1959を嚆矢とし、侯倬・奚國金1985; 侯倬1999などがあった。

についても、本文書を漢籍史料に見える李柏の「趙貞」討伐や、討伐後の李柏の「免職」や「再任」などに関わらせて、これまで種々議論が戦わされてきたが、ようやく孟凡人1989・余太山1995・伊藤2002などの諸氏による検討を経て、概ね最終的な結論を得つつある。すなわち、325年（または323年）から327年（または328年）の間ごろに李柏文書は作成されたと見るのが有力である。さらに、伊藤敏雄氏はこの間でも325年の可能性が高いと指摘する〔伊藤2002, p.37〕。それは、孟凡人氏が「李柏文書」を「趙貞」を討つために焉耆王に宛てた書簡の草稿とするのに対して、伊藤氏は李柏の赴任時の書簡の草稿と考えるからである。そのため伊藤氏は、李柏文書のうち大谷8035号文書に「□□逆賊趙」〔『集成』3, p.218〕とある「逆賊趙」を、「趙貞」と安易に結びつけることを否定する〔伊藤2002, p.37〕。ただし、これに対して王素氏は、大谷8001号文書に「□□趙旦陽前自為逆」〔『集成』3, p.211〕と見えていることを挙げ、この「趙旦陽」が「趙貞」の字であることを提案している〔王素2006, p.90〕。細かな点で議論はなお続いているものの、325年（または323年）から327年（または328年）の間に書写年代を置くことはほぼ鉄案であろう。

以上のこうした出土地や書写年代をめぐる詳細な議論が進む状況とは対照的に、李柏文書の文書としての性格については、これまであまり検討されてこなかった。「はじめに」で述べたように、これまでは書簡の草稿と理解されており、それ以外の解釈の可能性については考慮されていないのが現状であろう。さらには、李柏文書は李柏その人が作成してはいないと指摘されていても、それ以上の検討はほとんどなされていない。

西域長史という彼の立場を考えるならば、やはりこれは西域長史から西域諸国の王宛に出された半ば公的な文書、すなわち一種の外交親書としての側面をもっていたと捉えるべきではないか。こうした見方に立脚するとすれば、李柏文書が公的な文書、いわゆる官文書^{*4}として如何に位置づけられるかを改めて検討する必要があるだろう。

*4 公的な文書を意味する語として、公文書と官文書という両様の表現がある。もちろん公文書・官文書とは何か、その定義については詳しく検討する必要があるが、ここでは取り敢えず、官文書を「官府間あるいは官府と官人の間でやり取りされる文書（通信文）」と、官府内で保管される文書（正校案文）、さらには管理・同定のための照合を機能とする類の文書（帳簿・証書・目録・名簿など）の総称とし、公文書はこの官文書に「詔勅・上奏」の類を加えたものとしておく。なお正校案文については、本論の第4節を参照のこと。

また先行研究では、李柏文書には推敲の跡が残っていることから、草稿の類として破棄され、それが楼蘭に残ったと解されているが、この見解については、李柏文書の有する官文書としての性格を十分に踏まえて改めて吟味してゆく必要がある。

2 官文書のなかの李柏文書

先にも述べたように、李柏文書は、李柏が西域長史として西域諸国の王に発出した文書であり、その性格は単なる個人的書簡に留まるものではなく、一種の外交親書として機能した側面を有していると捉えることもできる。つまり官文書としての性格を有していると考え余地があろう。では、これを当時の官文書と捉えた場合、それはいったい、官文書のなかでどのような性格をもつ文書として位置づけられるか。この問題を検討するにあたり、まず以下に掲げる、ほぼ同時代の4世紀に作成されたトゥルフアン文書に注目しておきたい。

(A)「前涼 王宗上太守啓」(64TKM3:51, 52〈録・写〉『図文』1, p.1)

- 1 九月三日、宗□恐死罪。秋
- 2 節轉涼、奉承
- 3 明府體萬福、□還返不□。
- 4 王宗惶恐死罪、□
- 5 損示、知須□□□奉
- 6 □、當遣

(後 欠)

遺憾ながら後部が大きく欠落した断片文書であるが、『図文』に収載された本文書のタイトル末尾に「啓」と記されていることから、『図文』では、これがトゥルフアン文書に多く認められる「啓」式文書であると判断している。現在、トゥルフアン文書には、以下のような数多くの「啓」式文書が認められる。

①「西涼年次未詳(五世紀前半?)文書殘片」(63TAM1:22〈写〉『図文』1, p.11)

②「北涼年次未詳(五世紀前半)劉□明啓」(75TKM91:20 (b)〈録・写〉『図文』1, p.75)

- ③「北涼年次未詳(五世紀前半)馮淵上主將啓爲馬死不能更買事」(75TKM91:21
〈録・写〉『図文』1, p.76)
- ④「北涼年次未詳(五世紀前半)殘啓」(66TAM59:4/4-1 (a)〈録・写〉『図文』1, p.24)
- ⑤「北涼年次未詳(五世紀前半)翟彊殘啓」(66TAM62:6/3 (a)〈録・写〉『図文』1, p.49)
- ⑥「北涼年次未詳(五世紀前半)倉吏侯暹啓」(75TKM96:37 〈録・写〉『図文』1, p.35)
- ⑦「北涼年次未詳(五世紀前半)因欠税見閉在獄啓」(79TAM382:5-3 (b)〈録〉『新
出』p.12, 〈写〉同, p.395)
- ⑧「北涼年次未詳(五世紀前半)獄囚□阿拏啓」(79TAM382:6-3 (b)〈録〉『新出』p.14,
〈写〉同, p.397)
- ⑨「北涼承平(?) 七年八月高昌某人啓爲廉和得病以他人替代事」(2006TZJI:165
〈録・写〉『新獲』pp.274-275)
- ⑩「北涼高昌某人啓爲宋万平息・廉和謙息替代事」(2006TZJI:166 〈録・写〉
『新獲』pp.274-275)
- ⑪「北涼高昌殘啓」(2006TZJI:167, 181 〈録・写〉『新獲』pp.276-277)
- ⑫「北涼高昌某人啓爲攝行水事」(2006TZJI:168, 180 〈録・写〉『新獲』pp.276-277)
- ⑬「五胡時代年次未詳殘啓」(75TKM98:29/3 (a)〈録・写〉『図文』1, p.108)
- ⑭「五胡時代年次未詳文書殘片」(75TKM98:32/6 (a)〈写〉『図文』1, p.110)
- ⑮「五胡時代年次未詳文書殘片」(75TKM98:32/7 (a)〈写〉『図文』1, p.111)

これらのうち、⑬～⑮については年代を確定できないものの、それ以外は西涼～北涼高昌郡時代の文書と認めることができる。一方、前掲(A)文書については、本文書が出土したカラホージャ3号墓から「建興三十六(348)年絹質柩銘」が出土しており、『図文』の文書タイトルに示されるように、これが前涼の郡としてトゥルファンが組み込まれていた時期に作成されたことは明らかである。^{*5} よって、(A)文書が「啓」式文書であるとすれば、西涼以前の段階で「啓」式文書が用いられていたことになる。ただし、上掲諸文書より明らかとなる「啓」式文書の書式と比較すると、(A)文書のそれは明らかに相違している。

「啓」式文書の書式については、關尾史郎氏によれば、「冒頭に発信者の姓名(官職や身分に関わる修飾が加わることもある)が記された後、「啓」字が動詞

*5 『図文』1, p.1のカラホージャ3号墓に対する解説文も参照。

として用いられ、次いで発信者の名が繰り返されて（省略されることもある）、本文が始まる。そして本文の末尾は「謹啓」の二字で結ばれるとともに、最後に改行されて月日と「上」字が書き入れられる。原則として年はなく、この点で、同じ上申文書でも、「辭」とは明らかに異なる」ものであった〔西北出土文献1999, p.13〕。

すなわち、その書式を以下のように復元している。

姓名(啓の発信者)＋「啓」。名(発信者) … 「謹啓」。

月日(発信日)＋「上」。

前掲 (A) 文書には、そもそも「啓」式文書であれば、冒頭行に書かれるべき「啓」の文字が認められず、月日から始まるその形式も、「啓」式文書とはまったく異なる。本文書を「啓」式文書ではないとする、南雲郁絵氏の指摘は十分に頷けよう〔西北出土文献1999, pp.7-8〕。

また本文書は郡の長官である「明府(太守)」に宛てられており、これまた南雲氏が指摘するように、これを単なる私人間の書簡と解するべきでなく、やはり公的な文書としての側面を有しているとするのが妥当であろう〔西北出土文献1999, p.7〕。

とすれば、ここで注目されるのは、この (A) 文書と李柏文書とが、その書式を共通にする部分が大いである〔cf. 西北出土文献1999, pp.7-8〕。比較のために、李柏文書を改めて以下に掲げておく。

「李柏文書」

〔I〕 大谷 538A (〈録〉伊藤 2002, pp.28-29 ほか) (巻頭図版 1)

- 1 五月七日、西域長史關内侯
- 2 柏、頓首々々、闕久不知問、常
- 3 懷思想、不知親相念、
- 4 便見忘也、詔家見遣
- 5 来、慰勞諸國、月二日来到^此
- 6 海頭、未知王問、邑々々天熱、
- 7 想王國大小平安、王使
- 8 招・亘、俱共發從北虜中、与

- 事
9 嚴參往、不知到未、今
10 遣使符太、往通消息、
11 書不盡意、李柏頓
12 首々

[II] 大谷 538B (〈録〉伊藤 2002, pp.29-30 ほか)

- 1 五月七日、(海頭) 西域長史〔關内〕
2 侯(李) 柏、頓首頓首、別来□□^{*6}
3 恒不去心、今奉臺使来西、月
4 二日到(此)、未知王消息、想國中
5 平安、王使廻復羅、從北虜
6 中、与嚴參事往、想是到也、
7 今遣(相) 使符太往相聞、通
8 消息、書不悉意、柏頓首頓
9 首

※ () 内は一旦書いて抹消した字、〔 〕は欠失部分の推定補入。

前掲の(A)文書と比較してみると、冒頭の書き出しが年号なしの月日のみから始まる点、次いで発信者(差出人)の「名」を書き、謹んでこの文書を宛てる気持ちを表す点(頓首頓首、惶恐死罪など)、さらにはこれに時候の挨拶が続くなど、書式面においてほぼ一致していることが分かる。

そもそこの書式は、当時の書簡と見なされるものと広く比べたとき、冒頭の書き出し以外の部分でいくつかのバリエーションが存在するものの、大枠では共通していたらしいことがうかがえる。たとえば、同じくLA遺址より出土した、西域長史府の督郵であった王彦時宛ての書簡様文書^{*8}には以下のように見えている〔西川 1991, p.300; 伊藤 1999, pp.32-33〕。

*6 片山 1991 では、闊久に作る。この点については、伊藤 2002, p.37 を参照。

*7 Cf. 伊藤 2009. ただし、伊藤氏は多くの実例に照らして、文中に用いられる文言などをもとに、五つほどの書式グループに整理・分類している。伊藤 2009, pp.55-60.

*8 督郵は、西域長史府において監察を掌る官員とされる〔ただし孟凡人 1989, pp.298-299 では、西域長史府には督郵は置かれなかったとする。この点については、注 11 を参照〕。こうした督郵に宛てた書簡も、単なる私人間で「やり取り」される書簡と処理するのはやはり問題であろう。

①Ch.930-LA. I .iv.2 〈2〉

十月四日具書、焉耆玄頓首言
(主) (相)
□督郵彦時・司馬君彦相侍者、各□〔
(後 略)

②Ch.931-LA. I .iv.2 〈3〉

十一月廿五日具書、復叩首〔
督郵王掾彦時侍者、頃來□〔
(後 略)

李柏文書と比べると、①・②ともに時候の挨拶もなく、きわめて簡素なかたちを取るが、伊藤氏によれば李柏文書に示される書式は、「対外的に使用される丁寧な書式」であった〔伊藤2009, p.61〕。

なおこの書式の基本的な枠組みは、その後も時代や地域の違いを越えて継承されたようで、「書儀」と呼ばれる書簡見本の史料に次のように見えている。

③「高昌書儀」(72TAM169:26 (b) /1-3 〈録・写〉)〔図文〕1, p.233; 趙和平1997, p.453)

三月八日具疏、△言、便(及)春末、伏惟增懷、轉暖、不審
叔尊體何如。未奉近誨、下情(馳)戀。即日△粗可行。謹
言疏不備。△再拜。

この③文書は、楼蘭ではなくトゥルファンのアスターナ古墳群169号墓より出土した「書儀」であり、同墓からは「高昌延昌四(558)年張孝章隨葬衣物疏」と「高昌延昌十六(576)年信女某甲隨葬衣物疏」が伴出している。したがって、本文書は6世紀前半～中葉ごろに麴氏高昌国で作成されたものであったと推測され、前掲①・②の書簡とは地域だけでなく、時代も離れている。ただし、これらの間に書式上の大きな変化は認められず、魏晉南北朝期における書簡のスタイルというものはかなり固定化されていたと考えられ

*9
る。

実は公的な文書としてこれまで検討されてきたなか、この書簡様書式を基本的に共有する文書が、続く時代に認められる。それが「致書」形式の文書である。先行研究によれば、この「致書文書」は、隋代から唐・五代と受け継がれていたことが明らかである〔中村1991, pp.299-330; 1996, pp.59-65; 153-164〕。今、ここにその冒頭部がうかがえると認められる「致書文書」を挙げてみると以下のごとくである。

①『隋書』卷八四、北狄伝、突厥の条

辰年九月十日、從天生大突厥天下賢聖天子伊利俱盧設莫何始波羅可汗致書大隋皇帝。使人開府徐平和至、辱告言語、具聞也。

②『駱賓王文集』卷七「與博昌父老書」

月日。駱賓王致書于博昌父老等。承並無恙、幸甚幸甚。

③『陳伯玉文集』卷十「書啓」「爲建安王與遼東書」

月日。清邊道大總管建安郡王攸宜致書於遼東州高都督蕃府。賢甥某至。仰知破逆賊孫萬、斬十有餘陣、并生獲夷賊一千人。三軍慶快、萬里同歡。

④同書卷十「爲建安王與安東諸軍州書」

日月。清邊道行軍大總管建安郡王攸宜致書安東諸州刺史并諸將部族官屬等。初春猶寒。公等久統兵馬、勤國扞邊、不至勞弊也。

⑤『會昌一品集』卷八「制詞」「代符澈與幽州大將書意」

某月日、河東節度使符澈致書幽州大將周都衙以下。

⑥同書卷八「制詞」「代劉沔与回鶻宰相頡于伽思書」

會昌三年八月二十日、大唐河東節度使檢校右僕射劉沔致書於九姓回鶻頡于相公閣下。

⑦『李崧文集』(S.4473〈録・写〉『真積』4, pp.338-339)「大晋皇帝致北朝皇帝遺書」

大晋皇帝謹致遺書於
北朝皇帝足下。頓首頓首。(下略)

*9 おそらくは、私的にやり取りされる書簡の書式が先にあったわけではなく、公的な場であっても書簡様の文書を使用しなければならない場面があり、そこで使用されていた書式が私的な書簡にも影響を与えたと考えられる。

ここから「致書文書」は、李柏文書と同じように、その冒頭部にまずは年号なしの「月日」を記すのが基本的な書式となっていたことがうかがえる。ただし、①と⑥には十二支の年表現や年号が付されているが、まず①については突厥側が発出した「致書文書」という特殊な事情を考慮する必要がある。次いで⑥は『会昌一品集』に収載された書簡様文書で、冒頭部に年号が記されるが、他方で同書同巻に収められた⑤の「致書文書」には年号はない。おそらくは、同書を編むときに⑥については、後から年号を補記した可能性は高い。

また⑦は、全体を見渡しても日付そのものを見出せないが、これも『李崧文集』に収載するにあたり、それが省略された可能性を考えるべきであろう。^{*10}ただし同時に、これが10世紀の段階の致書文書であることも考慮する必要がある。というのも、10世紀には書簡の出だしは、日付から始まる形式が改められ、末尾にそれが移動しているからである。

たとえば、10世紀の書簡様文書は、次のような書式を取っている。

「權知歸義軍節度留後守沙州長史曹仁貴狀」(P.4638〈録・写〉『真訳』4, p.388)

- 1 仲秋漸涼、伏惟
- 2 令公尊體起居萬福。即日、仁貴
- 3 蒙恩、未由拜伏、下情倍增
- 4 瞻戀、伏惟
- 5 監察、謹因
- 6 朝貢使往、奉狀不宣、謹狀。
- 7 八月十五日 權知歸義軍節度兵馬留後守沙州長史銀青光祿大夫
檢校吏部尚書兼御史大夫上柱國曹仁貴狀上。

「致書文書」も、10世紀には冒頭の月日の書き出しで始まる書式が改められ、それが末尾に移動していたことも考えられよう。つまり⑦は、本来末尾にあったはずの日付が省略されて『李崧文集』に収載された蓋然性は高い。

以上より、少なくとも唐代までの「致書文書」は、月日の記載から始まっ

*10 中村裕一氏は、編纂史料中に見える「致書文書」のなかで冒頭に発信月日がないものについて、「編纂される過程で省略されたものであろう」と推測している。中村1991, p.316.

ていたことが推定され、そして月日の後に、発信者の名前を挙げて、書を宛先に致すことを記すとともに、謹んでこの文書を宛てる気持ちを表し（頓首頓首、惶恐死罪など）、さらにこれに時候の挨拶を続ける形式が取られていたのである。これらの順番は、李柏文書に見られる書式と、「致書」という表現はないものの基本的には一致している。なお4世紀の西域長史府における「致書」の表現を用いた書簡様文書としては、「王督が西域長史の張君の座前に致す」とする西域長史宛ての文書が残されている。^{*11}

また「致書文書」は、従属関係にない個人間での文書のやり取りに用いられたと解されているが[中村1991, pp.319-321]、この点も李柏文書と共通している。すなわち、李柏文書も、西域長史の李柏から、従属関係にない西域諸国の王に宛てられたものであった。

前掲（A）文書については、高昌郡太守に本文書を宛てた王宗が何者かはまったく手がかりはない。ただし先にも述べたように、宛先が「明府」である以上、これは私人間でやり取りされる個人的な書簡と解するよりも、公的な文書としての側面を有していたと考えるのが妥当であろう。とすれば、ここでは「明府」こと郡トップの裁可を仰ぐ、「啓」「辞」式あるいは「白」式などの官文書を用いていない点を重視したい[王素1997, pp.392-394,411; 關尾2009, pp.187-194ほか]。すなわち、「啓」「辞」などといった文書とは別に、単なる私人間の書簡とは異なるレベルで、書簡的な形式によって長官など公的な立場にいる官員に文書を宛てる方途があったと見られるのである。この点は、今後、官文書全般を整理し理解してゆく場合に、留意しなくてはならない点である。

国家を構成する機関と機関、あるいは機関と官員との間での文書の「やり取り」に用いられるのを「通信用官文書」とすれば、書簡的な文書というのは、こうした「官文書」が使えない場で用いられていたとも言えよう。あくまでも個人と個人との「やり取り」に使用されたのである。

* 11 木簡ではあるが、Chavannes No.751 (LA.vi.ii.0200)に「因王督致／西域長史／張君座前／元言疏」と見えている。Cf. Chavannes1913, p.162, Pl.XXIII.なお「督」と「西域長史」の関係については、両者は統属関係にはないとする見解が既に提出されている。孟凡人2010, p.298. この理解に基づけば、「督」が「西域長史」に宛て書簡様文書を使用した理由がよく分かる。

* 12 西域出土文獻1999, pp.7-8において、本文書の「明府」を高昌郡と特定しているのは、他の郡太守ならば、単に「明府」とだけ記すか問題であるからであろう。

西域長史から西域諸国の王に宛てた李柏文書も、こうした「官文書」を用いることのできない相手との「やり取り」に際して使用された書簡的な官文書、つまり「致書文書」的な官文書であったのである。李柏文書に代表される書簡様文書は、隋唐以降の「致書」形式文書の淵源に当たる可能性は高い。

3 李柏文書は、誰が作成したのか？

李柏文書の場合、李柏は西域長史のトップであり、彼の書簡を受け取る相手もオアシス国家の王であるが、先に検討したように、この文書は官文書のなかでも、おそらくは個人と個人とのやり取りに使用された「致書文書」体のそれであった。であれば、官文書としての李柏文書の作成は、西域長史に替わって誰が担っていたのであろうか。

この問題については、同時代の史料がきわめて限られているため、実証的に検討するのは困難である。そこで時代を下らせて、律令体制のもと文書行政が整備され、制度としての一応の完成を見たと思われる唐代の例に照らして、この問題を考えてみよう。

唐代においては、まず中央の場合、これまで検討されてきたように、例外的ながら皇帝が外国の君主に宛てて「致書文書」を発出していたことが、唐初のごく限られた期間における突厥との例をもって指摘されている〔中村1991, pp.318-319〕。そして、それはいわゆる、通常の制勅とは異なるルートで発出されたと見られるが、今のところそれを検証できる史料は残されていない。

手がかりとしては、広く「王言」のなかでも、皇帝が臣下に宛てる「慰勞制書」や「論事勅書」が、統属関係にはあるものの、皇帝個人が臣下個人に宛てるという意味で、「致書文書」に近い性格をもっているので、その発出のあり方が参考になろう。それについては、次のように考えられている。

まずは、秘書的な存在である起草担当官の中書舍人・知制誥・翰林学士が起草するのは、他の「王言」と同様であるが、「慰勞制書」や「論事勅書」が異なるのは、その後の門下省の審議、すなわち門下省への送付は必要

なく、そのまま発効したことである。^{*13}そして原案は中書省に保管され、その謄本が作成されて発信されたことが明らかになっている。^{*14}いずれにしても、ここからは中書省や翰林院のような皇帝の側近として機密をつかさどり、文書起草を担う部局でほぼ完結していたことがうかがえる。この点が、他の「王言」とは大きく異なっている。

おそらくは「致書文書」も、これらの文書と同じように、秘書的な存在である中書舎人・知制誥・翰林学士が起草し、門下省には送付せずに、そのままそこから発信したことが予想される。つまり通常の「王言」とは異なるルートで発出され、秘書的な部署が直接個人に宛てるスタイルを取っていたと見られる。そして「致書文書」も、原案は保管され、実際の発信にあたっては、その謄本が送られたと見られよう。

地方の場合においても、西州都督府を例にとると、都督府として「通信用官文書」を発出する場合、通常であれば、ことの内容に応じて、それぞれの部局（諸曹）が処決案を作成し、それを通判官の審議を受けて、最終的に長官の決裁を経るかたちとなる〔cf. 内藤1963, pp.259-260, etc.〕。これが外に向けて発出される場合には、すべて録事司を経て、捺印したうえで西州都督府の文書として出されることになる。

これに対して、こうした「通信用官文書」ではなく、書簡形式の文書を発出する場合は、どのようなかちで発信されたのであろうか。ここで参考になるのは、次の『大唐六典』巻三十、三府督護州県官吏の記事である。ここには、功曹・司功参軍の管掌事項を伝えて、以下のように見えている。

功曹・司功参軍掌官吏考課・假使・選挙・祭祀・禎祥・道仏・学校・表疏・書啓・医藥・陳設之事。

この記事から、功曹・司功参軍（「参軍」以下、「府・史・典」を配置）が都督

*13 中村1991, pp.272-273には「慰勞制書は「皇帝〔敬〕問某」で始まり、皇帝が直接、受信人に問いかける形式をとる。…「皇帝〔敬〕問某」で始まる場合は、門下省の審議、すなわち門下省への送付を要せず、発効したと考えてよいのではないか」とし、またp.610においては「論事勅書の成立過程において、門下省は発日勅の場合のように、その成立に関与したのではない」と結論する。

*14 ただし「論事勅書」の場合は、当初、発信自体には門下省が関与していたらしく、翰林院設置後は翰林院が担当したもの、元和年間以降のある時期からは、再び門下省が関わったという〔中村1991, pp.615-616〕。

府・州内で「表疏」と「書啓」を管掌していたことが分かる。この「表疏」というのが皇帝への「上表」であることは言うまでもないが、では続く「書啓」は何を意味しているのか。

まず注意すべきは、①地方州府の「通信用官文書」作成のあり方から見れば、「表疏」・「書啓」ともに、通常の「通信用官文書」作成の手順とは異なった文書であること、②「表疏」が、臣下個人の皇帝個人に対する上行文書であることを考えれば、「書啓」という字義からも、これも個人と個人との間をつなぐ文書である可能性が高いことである。すなわち、この「書啓」は、統属関係にない個人と個人をつなぐ書簡形式の文書のことを意味していると、まずは考えられよう。具体的には、都督・刺史などが個人的に統属関係にない個人相手に宛てるかたちを取ったものと考えられよう。

また「通信用官文書」が、外に向けて発出する場合、官印を管理する録事司を経て出されていたのに対して、「書啓」は、どのようなルートで発出されたのであろうか。

先の中央での書簡形式文書の発出のあり方を考慮すれば、「書啓」を作成した功曹・司功も、そのままそこから都督や刺史などの名で出された可能性は高い。このことからすれば、「書啓」には、官印は捺されないのが基本であったことが考えられよう。また明確な証拠はないものの、功曹・司功参軍が、官文書を統括する録事司と独立して書簡的な文書を作成していたとすれば、功曹・司功参軍は他の諸曹長官に比べて、都督・州刺史に重用された側近官的な性格を有していた可能性は高い。

中央・地方を通じた、上述した検討に大過なければ、書簡様文書は、総じて秘書的な役割を果たす部署が原案を作成し、それが他の部署、たとえば門下省や録事司などが関与することなく発出されたものと考えられよう。

李柏文書の場合、西域長史府は、機関としての構成として、現在、以下のような体制にあったことが推測されている〔孟凡人2010, p.295; 伊藤1999, p.1ほか〕。

まず西域長史を長官として、次いで司馬が佐官として置かれるとともに、西域長史を補佐する属吏として、監察の督郵と綱紀の功曹（もしくは功曹の

*15
み)、そして門下系統の主簿・録事掾・簿曹・文書事郎中・奏曹史・書史・行書以下の官が置かれている [cf. 嚴耕望 1963, pp.269-279]。さらには、倉曹・監倉・監量・監藏・水曹・督田・兵曹・鎧曹・辞曹・客曹・医曹の列曹が置かれ、そして列曹を補佐する諸散吏として従掾位・従史位が見えている。孟凡人氏によれば、このうち門下が今の「秘書侍従所」に相当するという [孟凡人 2010, p.296]。

先の検討を踏まえて考えるならば、李柏文書は、この秘書的な役割を果たしていたと見られる門下において、おそらくは主簿や録事掾らが原案を作成していたと考えられよう。そして、長官の李柏の名を以て、門下の部署から西域諸国王に宛て発出されていたと思われる。

4 李柏文書は草稿か？ 正式な公文書か？

通常、官司が所管外へ公文書を発出する場合、多くはまず文案が作成され、それに基づいて清書された正式文書が発出された。そして文案は、すぐには破棄されず、官司の手元に留められたと見られる。

トゥルフアン文書のなかにも、そうした例が認められる。たとえば、「唐西州高昌県上安西都護府牒稿為録上訊問曹祿山訴李紹謹両造辯辞事」(66TAM61:17 (b) 〈録・写〉『図文』3, pp.242-243) と題された、以下に掲げる文書である。

本文書は10断片より成るので、ここでは『文書』において冒頭に配されている1断片に限り、録文と和訳を以下に掲げておく。

66TAM61:17 (b)

- 1] 臣鏗言、蒙恩_啓 [
- 2 □□禾、妻不便水土、又地下濕、遂 [
- 3 _啓昌縣 牒上安西都護府
- 4 曹祿山年世

*15 孟凡人氏は、西域長史府に監察の督郵は設置されていなかったと見る。他方で、西域長史の機構は、内地の郡と同じように、軍隊中に「督」を設けていたとし、楼蘭漢文木簡に見える「督」は、明らかに「部曲軍司馬」の下にいる「部曲督」であるとする。孟凡人 2010, pp.295-299.

(依檢?)

□□案内

(牒。得)

- 5 □□上件人辭稱、向西州長史〔
- 6 □□□在弓月城有京師漢名圖〔
- 7 □□□在弓月城擧取二百七十五疋絹、向龜茲〔
- 8 □□。□圖相逐、從弓月城向龜茲。阿兄更有〔
- 9 □□疋、馳兩頭、牛四頭、驢一頭、百疋絹價華
- 10 □并椀、別有百疋絹價財物及漢鞍衣裳
- 11 調度。其李三兩箇相共從弓月城向龜茲、
- 12 不達到龜茲。其李三是漢、有氣力語行、
- 13 身是胡、不解漢語。身了知此間□〔

14 行恩澤於此間、請一箇〔

(後 欠)

(3行目以下の和訳)

高昌縣より安西都護府へ牒をもって上申いたします。

曹祿山 年三〇歳。

申し上げます。上件人の辞を得たところ、「西州長史に対して……。弓月城に京師の漢人で李というものが居り、……弓月城で二七五疋の絹を借り受け、龜茲へ向かいました。(二人は)ともに弓月城より龜茲へ向かいました。兄は別に、馬□疋・馳兩頭・牛四頭・驢一頭・百疋の絹の價に相当する華□や椀、また別に百疋の絹價相当の財物及び漢の鞍・衣裳・調度を持っていました。李三〔李紹謹〕と二人でともに弓月城より龜茲へ向かいましたが、〈兄は〉龜茲には到着しませんでした。李三は漢人であり、熟辯をふるって釈明いたしますが、私は胡人であり、漢語は理解できません。(意味不詳)……。

本文書は、これまでに多くの研究者が引用しているが、黄惠賢氏の研究を除き、これを本格的に分析したものはない。^{*16}ただし、本文書が、高昌県

* 16 黄惠賢1983.

より安西都護府に上申した牒であることは、①の冒頭の行より明らかである。ただし、推敲の跡が明瞭に数多く認められ、文字を抹消したり、書き改めた文字を右横に付したりしている。

またその作成時期については、黄氏は、総章元（668）年～咸亨元（670）年四月以前の時期と見なしているが、これは上限については、裏面に記されている官文書の紀年（麟徳二（665）年）とそれが廃棄されるまでの期間を想定し、下限については安西都護府が龜茲に置かれていた時期を勘案したうえで決定したものである。^{*17}しかしながら、高昌県から直接、安西都護府へ牒上していることから見て、これは安西都護府が西州に置かれていた時期と判断するほうが妥当であろう。すなわち、上限は、吐蕃によって安西四鎮が陥され、安西都護府が西州に戻された咸亨元（670）年四月、^{*19}下限は出土古墓の被葬者の没年である咸亨四（673）年とみなされる。^{*20}

これまで本文書については、単に草稿と理解され、『図文』の編纂者もこれを未完成の文書と認識している。本文書のタイトルを「牒稿」とする所以である。しかし、単に推敲の跡が残ることをもって草稿とするのは、古文書学的な見地から、大きな問題がある。というのも、外部に宛て発出される文書の原案は、決して草稿として簡単に位置づけられるものではないと見るからである。諸官司では後の「検案」に備えて、発出文書の原案は、一定の期間は記録として手元に残す必要があった。その際、原案をわざわざ書き直して保管することは許されず、原案そのものを保管する義務があったと見られる。何故ならば、推敲の過程が明瞭に確認でき、発出した文書の文面に誤りないことを保証できるものとして、原案は正式な文書として発出元に保管される必要があったからである。それは単なる控えといった性格のものではなかった。^{*21}そして、宛先にはこの原案を清書した謄本を発出するのが原則

* 17 黄惠賢1983, pp.353-355.

* 18 西州に安西都護府が置かれていた時期には、『図文』3, pp.310-311などに見えるように、護府は州ではなく県に直接、符を下達していた。このことからすれば、西州で県から直接、都護府に牒上することは予想可能である。しかし安西都護府がクチャに置かれていたとすれば、西州はその管轄から外されるので、高昌県が安西府に直接牒上することは考え難い。

* 19 森安1984, pp.10-11.

* 20 「唐 咸亨四（673）年海生墓誌」が出土している。『図文』3, p.236. Cf. 陳国燦2002, p.92.

* 21 私自身を含めて、こうした原案に対して「草稿」「控え」という見方や表現を、これまでほとんど検討することなく使用してきたように思う〔内藤1963, p.318; 荒川2009, p.273ほか〕。今後、さらに検討を深めてゆく必要がある。

であったと見られる。この点に関しては、『唐律疏議』卷二十七、雜律五十、棄毀制書官文書条〔中華書局版, p.514〕に、官文書を次のように規定しているのが参考になる。

議して曰く、……(中略)……官文書とは、曹司の行う所、公案及び符・移・解・牒の類を謂う。

つまり、官文書とは (a) 符・移・解・牒といった官府間の通信文と、(b) 「公案」^{*22}と呼ばれる官府内で保管される諸種文書からなっていたのである。李柏文書も、後のチェックや記録としての役割をもって手元に原案を残したものであるとすれば、こうした「公案」としての性格を有していたと見られる。とすれば、それは古文書学で規定する、いわゆる「正校案文(校正案文)」^{*23}と言えるものであり、原案は発出された正文に準ずる効力をもつ文書であったと言えよう〔白須2012, p.29〕。

こうしたあり方は、官文書としては基本的なものと見られ、おそらくは時代を遡っても同じであった可能性は高い。とするならば、一般的に草稿と説明される李柏文書を古文書学的な立場から説明するとすれば、これは古文書学に規定する「正校案文」として発出元に留め置かれたものであると捉えることができる。また現在、推測されている西域長史府の官制を踏まえて考えるならば、李柏文書は西域長史府の門下の主簿・録事掾が作成した原案であり、おそらくは門下の掾属として配置されていた書史・行書が、原案の謄本を作成して西域諸国の王に宛て発出した可能性が高いと考えられる。

結語

本論で展開してきた考察は、同時代史料に基づく実証的な分析ではなく、後の時代における官文書のあり方を投影したものに過ぎず、この点において

* 22 赤木崇敏氏によれば、公案は公的な文書一般を指す用語でもあるが〔『唐律疏議』卷十一、職制律五十三、役使所監臨条, 中華書局版, p.225〕、ここで言う公案は官府の内部に保管されるものを指す〔『訳註日本律令』8, p.190〕という〔赤木2013, p.14〕。また官府では、処理した同種の案件の文書を貼り継いで卷子状に仕立ててこれを一定期間保管することが定められたが、この卷子を案または文案と称した〔内藤1963, p.233〕。

* 23 佐藤2011, p.18。

大きな限界を有することは否めない。ただし、それでも李柏文書を書簡の草稿とする一般的な見解を一旦横におき、古文書学の角度から、その性格について敢えて別の解釈を提示したく思う。本文において述べてきたことは、以下の通りである。

- ①西域長史から西域諸国の王に宛てた李柏文書は、通常の「通信用官文書」を用いることのできない相手に宛てて使用された書簡的な官文書としての側面を有していると見られ、隋唐以降の「致書」形式文書の淵源に当たる可能性は高い。
- ②李柏文書は、古文書学的にはこれを「正校案文」として発出元に留め置かれた文書として解し得る。もしそうであれば、李柏文書は、西域長史府において秘書的な役割を果たしていたと見られる門下の主簿・録事掾が作成した原案そのものであった。また門下には、掾属である書史・行書が配置されていたので、彼らが原案の謄本を作成して西域諸国の王に宛て発出したと考えられる、ということになる。

そもそも官文書というものをどのように規定するかにもよるが、これまでの官文書研究には、こうした書簡様文書というものを明確には位置づけてこなかったように思う。外交親書的な性格を有すると見られる李柏文書は、まさに官文書の新たな一面を検討してゆくうえで重要な資料となるのである。

【略号】

『集成』＝龍谷大学仏教文化研究所（編）・小田義久（責任編集）『大谷文書集成』全4巻、法蔵館、1984-2010。

『新獲』＝榮新江・李肖・孟憲実（主編）『新獲吐魯番出土文獻』（上・下）中華書局、2008。

『真積』＝唐耕耦・陸宏基（編）『敦煌社会經濟文獻真蹟積録』全5巻、全国図書館文獻縮微複製中心・古佚小説会、1986-1990。

『新出』＝柳洪亮『新出吐魯番文書及其研究』新疆人民出版社、1997。

『図文』＝唐長孺（主編）、中国文物研究所・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大学歴史系（編）『吐魯番出土文書』全4巻、文物出版社、1992-

1996.

『訳註日本律令』＝律令研究会（編）『訳註日本律令』全11巻，東京堂出版，
1975-1999.

（引用文献）

赤木崇敏

- 2013 「唐代公文書の体系と展開」『ユーラシア東部地域における公文書の史的展開——胡漢文書の相互関係を視野に入れて』（「シルクロード東部の文字資料と遺跡の調査」科研研究班・中央ユーラシア学研究会 共催ワークショップ Proceedings）pp.13-40.

荒川正晴

- 2009 「唐代中央アジアにおける帖式文書の性格をめぐって」土肥義和（編）『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』東洋文庫，pp.271-291〔修訂版，2013〕.
- 2010 『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』名古屋大学出版会.

伊藤敏雄

- 1999 『鄯善国及び楼蘭屯戍と周辺諸地域との関係に関する研究』（1997年度～1998年度科学研究費補助金 基盤研究（C）研究成果報告書）.
- 2002 「李柏文書小考——出土地と書写年代を中心に」野口鐵郎先生古稀記念論集刊行委員会（編）『中華世界の歴史的展開』汲古書院，pp.21-45.
- 2009 「楼蘭出土の魏晉期書信の書式をめぐって」土肥義和（編）『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』東洋文庫，pp.45-66〔修訂版，2013〕.

片山章雄

- 1988 「李柏文書の出土地」栗原益男先生古稀記念論集編集委員会（編）『中国古代の法と社会』汲古書院，pp.161-179.
- 1991 「李柏文書（538B）の冒頭部分」『吐魯番出土文物研究会会報』65，pp.1-4.

佐藤進一

- 2011 『新版 古文書学入門』法政大学出版局.

白須淨眞

- 2012 『大谷探検隊研究の新たな地平』勉誠出版.

西北出土文献を読む会（大学院關尾ゼミ 文責：關尾史郎・南雲郁絵）

- 1999 「トゥルファン出土漢語文書校訂稿（I）——カラホージャ3号墓とその出土文書」『東アジア——歴史と文化』8，pp.1-14.

關尾史郎

- 2009 「「五胡」時代、高昌郡文書の基礎的考察——兵曹関係文書群の検討を中心として」土肥義和（編）『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』東洋文庫，pp.183-200〔修訂版，2013〕.

内藤乾吉

- 1963 「西域発見唐代官文書の研究」『中国法制史考証』有斐閣, pp.223-345.
- 中村裕一
- 1991 『唐代制勅研究』汲古書院.
- 1996 『唐代公文書研究』汲古書院.
- 西川寧
- 1962 「李柏書稿年代考」『東京教育大学教育学部紀要』8, pp.145-159.
- 1991 「焉耆の書派」『西川寧著作集 第一巻 中国書法叢考一』二玄社, 1991, pp.297-326 (初出:『書品』172, 1966).
- 藤枝晃
- 1970 「楼蘭文書札記」『東方学報』41, pp.197-215.
- 1991 「李柏文書」龍谷大学三五〇周年記念学術企画出版編集委員会(編)『仏教東漸——祇園精舎から飛鳥まで』思文閣出版, pp.82-107.
- 森鹿三
- 1959 「李柏文書の出土地」『龍谷史壇』45, 1959-7, pp.9-22.
- 森安孝夫
- 1984 「吐蕃の中央アジア進出」『金沢大学文学部論集 史学科篇』4, pp.1-85.
- 侯燦
- 1999 「跋片山章雄《李柏文書の出土地》」『新疆文物』1999-2, pp.66-72.
- 侯燦, 奚國金
- 1985 「李柏文書出土於LK析疑兼與孟凡人同志商榷」『考古與文物』1985-3, pp.36-44.
- 黄惠賢
- 1983 「《唐西州高昌県上安西都護府牒稿為錄上訊問曹禄山訴李紹謹兩造辯辭事》釈」『敦煌吐魯番文書初探』武漢大学出版社, pp.344-363.
- 孟凡人
- 1989 「論李柏文書の年代和出土地点」『中国歴史博物館館刊』13・14, pp.125-135, 159.
- 2010 「楼蘭簡牘与西域長史機構職官系統的復原」『新疆考古論集』蘭州大学出版社, pp.286-302 (初出:《慶祝蘇秉琦考古五十五年論文集》編輯組(編)『慶祝蘇秉琦考古五十五年論文集』文物出版社, 1989, pp.491-503).
- 王素
- 1997 『吐魯番出土高昌文献編年』(補資治通鑑史料長編稿系列)新文豐出版公司.
- 2006 「閼干前凉討伐戊己校尉趙貞の新資料:大谷文書8001号考釋」『文物』26, pp.88-90, 48.
- 嚴耕望
- 1963 『中国地方行政制度史 上編(4)(卷中 魏晉南北朝地方行政制度 下冊)』(中央研究院歷史言語研究所專刊之四十五)(編集・發行)中央研究院歷史言語研究所.
- 余太山

- 1995 「新疆出土文書札記 關於“李柏文書”」『西域研究』1995-1, pp.82-86 (再録:『兩漢魏晉南北朝与西域關係史研究』中国社会科学出版社, 1995).

趙和平

- 1997 『敦煌表狀箋啓書儀輯校』(敦煌文獻分類録校叢刊) 江蘇古籍出版社.

Chavannes, Éd.

- 1913 *Les documents Chinois découverts par Aurel Stein dans les sables du Turkestan oriental*. Oxford.